

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第六七号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業に対する事業資金供給の一層の円滑化を図るため、中小企業信用補完制度を充実させようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、経営安定関連保証の対象の拡大

金融機関の支店の削減等相当程度の経営合理化に伴って借入れが減少している中小企業者、及び整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性のある者を経営安定関連保証(セーフティネット保証)の対象に加える。

二、信用保険の対象となる信用保証協会の保証形態の拡大

法的再建手続において再生計画が認可された中小企業者に対する保証制度(事業再生保証制度)を創設するため、信用保険の対象となる信用保証協会の保証割合について、部分保証を導入するための措置を講ずる。

### 三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。